

* 各種相談窓口

※相談日が祝日・年末年始(12月29日～1月3日)の場合はお休みになります。

//// 子育てに関すること ////

内容	受付時間	問い合わせ先
育児相談 育児の不安、悩みなど	月～金曜日 午前10時～午後4時 ※面談は予約制です。 ※メール相談もお受けしています。	子育て支援センター「げんき」 奥沢3-22-1 TEL.21-5039 MAIL:genki-kosodate@city.otaru.lg.jp ----- 子育て支援センター「風の子」 赤岩2-21-1 TEL.22-0822 MAIL:kazenoko-kosodate@city.otaru.lg.jp ----- 子育て支援センター「あそぼ」 銭函2-23-13 TEL.62-0059 MAIL:asobo-kosodate@city.otaru.lg.jp
妊娠・出産・育児相談 妊娠期や育児の不安、悩みなど	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※面談は予約制です。	子育て世代包括支援センター「にこにこ」 富岡1-5-12(保健所庁舎) TEL.32-5208
総合健康相談 子育てや発育・発達の相談など	※予約制のため、日程などはお問い合わせください。	こども家庭課 富岡1-5-12(保健所庁舎) TEL.32-5208
小児歯科相談 お子さんのお口に関すること	※予約制のため、日程などはお問い合わせください。	保健所健康増進課 富岡1-5-12 TEL.22-3110
栄養相談 お子さんの食事に関すること	※予約制のため、日程などはお問い合わせください。	

//// 発達に関すること ////

内容	受付時間	問い合わせ先
子どもの発達や障がいのあるお子さんに関する相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	こども発達支援センター 緑3-4-1 TEL.27-6100
	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	さくら学園 桜2-11-16 TEL.51-5020
発達相談 ことばや発達についてなど	※予約制のため、日程などはお問い合わせください。	こども家庭課 富岡1-5-12(保健所庁舎) TEL.32-5208

//// 就学、不登校、学校生活に関すること ////

内容	受付時間	問い合わせ先
教育相談 いじめや学校生活全般に関わる心配事	月～金曜日 午前8時50分～午後5時20分 ※メール相談もお受けしています。	小樽市教育研究所 教育委員会庁舎1階 TEL.22-4812 MAIL:kyoiku-sodan@city.otaru.lg.jp
不登校などの相談	月～金曜日 午前8時50分～午後5時20分	小樽市教育支援センター・登校支援室 教育委員会庁舎2階 TEL.32-4111(内線7530)
	月・木曜日 午前10時30分～午後4時30分 ※面談は予約制です。	教育委員会スクールカウンセラー 教育委員会庁舎2階 TEL.24-4314

//// 家庭に関すること ////

※相談日が祝日・年末年始(12月29日～1月3日)の場合はお休みになります。

内容	受付時間	問い合わせ先
家庭児童相談 養育、家庭内問題など	月～金曜日 午前9時～午後5時20分	こども家庭課 保健所庁舎 TEL.32-5208
母子・父子相談 ひとり親家庭の生活や貸付金など	月～金曜日 午前9時～午後3時30分	こども福祉課 市役所別館5階 TEL.32-4111(内線319)
地域のお子さんや家庭に関する相談 ※石狩・後志管内に住む18歳までのお子さんについての相談をお受けします。	24時間対応(年中無休) ※メール相談もお受けしています。	エンゼルキッズこども家庭支援センター 北広島市中央4-5-7 TEL.011-372-8341

//// 生活に関すること ////

内容	受付時間	問い合わせ先
生活保護相談	月～金曜日 午前8時50分～午後5時20分	福祉総合相談室 福祉相談グループ 市役所本館1階 TEL.32-4111(内線317)
福祉相談 ●各種福祉制度などに関する相談 ●経済的に困っていることや生活上の不安についての相談	月～金曜日 午前8時50分～午後5時20分 ※面談は、事前にご連絡ください。 ※メール相談もお受けしています。	福祉総合相談室 自立支援グループ 市役所本館1階 TEL.33-1124、33-1128 MAIL: jiritu-sien@city.otaru.lg.jp
生活全般の相談 生活上の心配事や家庭・健康・子育ての悩みなど	月～金曜日 午前8時50分～午後5時20分	小樽市民生児童委員協議会事務局 TEL.23-7844 ※担当地区の委員の連絡先をお知らせします。

//// その他 ////

内容	受付時間	問い合わせ先
就職に関する相談 (ハローワーク小樽マザーズコーナー) 子育てと仕事の両立をサポートします。	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※お子さんの同伴可	ハローワーク小樽 色内1-10-15 TEL.32-8689(内線100)
「子どもの人権」に関する相談 ※お子さんのほか、大人からの相談もお受けします。	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	法務省「子どもの権利110番」 TEL.0120-007-110(全国共通・無料)
	月～金曜日 午前9時～12時 午後1時～5時 ※毎週木曜日の午後4時～6時は、事前受け付け不要の弁護士直接相談です。 ※お盆期間(8/13～15)もお休みです。	札幌弁護士会「子どもの権利110番」 TEL.011-281-5110



相談

子どもの居場所


地域の方々が中心となって取り組んでいる子ども食堂や地域食堂など子どもの居場所づくりの活動や学びの支援を紹介します。

開催内容や利用方法が変更となる場合もあります。詳細は各団体に直接お問い合わせください。

子ども食堂・地域食堂

名称	開催場所	開催状況	問い合わせ先
三世代交流ひろば お茶の間 たけうちさんち	銭函1-37-8	冬期間は活動休止	三世代交流ひろばお茶の間 たけうちさんち TEL. 62-5821
みみずく舎	みみずく舎 花園2-6-16	土曜日に開催	合同会社 じつはら社会福祉士事務所 TEL. 61-1136
小樽ふれあい 地域(まち)食堂の会	共睦会館 長橋4-10-15 塩谷児童センター 塩谷1-23-7	月2回程度	小樽ふれあい地域(まち)食堂の会 TEL. 090-3893-7677
暖(はる)カフェ	稲穂1-1-8 サンモール一番街	月2回	社会福祉法人ノマド福祉会 TEL. 080-5839-2627

学習支援・登校支援

名称	開催場所	開催状況	問い合わせ先
おたる子ども未来塾 ( p.34)	勤労青少年ホーム 緑1-9-4	毎週土曜日午後1時～3時 午後3時～5時	小樽市子ども福祉課 TEL. 32-4111 (内線319)
ふれあいルーム	小樽市教育委員会 緑3-4-1	毎週月～金曜日 午前9時～午後3時30分	小樽市教育委員会 TEL. 32-4111 (内線7530) ※入級には手続きが必要です。 体験入室も行っております。
ふらっとルーム	火 生涯学習プラザレピオ 富岡1-5-1	毎週火、水、木、金曜日 午前9時30分～正午	
	水 市立図書館 花園5-1-1		
	金 銭函市民センター 銭函2-28-10		

家庭教育支援

名称	開催場所	開催状況	問い合わせ先
子どもの居場所 プロジェクト 「子どもカフェ」	生涯学習プラザレピオ 富岡1-5-1	月1～2回 午前10時～正午	小樽わくわく共育ネットワーク (小樽市教育委員会) TEL. 24-3363 Mail: otaruwakuwaku@gmail.com



相談

*防ごう！子どもの虐待

あなたの身近に、親か近親者などによる赤ちゃんや子どもへの虐待と思われる様子はありますか。
あなた自身が抱えている子育てに関する悩みはありませんか。
望まぬ「虐待」が起きてしまうその前に。少しの勇気が予防につながります。

虐待の種類

身体的虐待	ネグレクト
殴る、蹴る、たたく、首を絞める、投げ落とす、激しく揺さぶる、逆さづりにする、やけどを負わせる、布団蒸しにする、溺れさせる、冬に戸外に閉め出す、縛り付けて拘束する、異物を飲ませる、髪をつかみあげる、頭を強く押さえつける など	食事を与えない、汚れた衣服を着続けさせる、入浴させない、重大な病気になっても受診させない、不衛生な環境のままにする、生活に必要なものを購入しない、家に閉じ込める、自動車の中に放置する、子どもにとって必要な情緒的要求に応じない、乳幼児を残したままたびたび外出する、子どもの意思に反し、登校・登園させない、虐待行為が行われていても黙認する など
性的虐待	心理的虐待
子どもの体や性器に触る、子どもに性器を触らせる、性的な行為の強要、児童ポルノの被写体にする、性器や性交、わいせつなビデオや写真などを子どもに見せる など	言葉による脅し、無視、拒否的態度、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいとの著しい差別、ドメスティック・バイオレンス(DV)を子どもの前で見せる など

児童虐待が疑われる時の連絡(通告)先

問 こども家庭課 TEL.32-5208

※夜間・休日の場合は、市役所当直室(TEL.32-4111)でお受けします。

北海道中央児童相談所 TEL.011-631-0301 小樽警察署 TEL.27-0110

『児童虐待かも…』と思ったら連絡をお願いします。連絡は匿名で行うこともできます。

児童相談所全国共通
3けたダイヤル

189

相談

*配偶者などからの暴力(DV)に悩んでいたなら

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者やパートナーなど親密な間柄で起こる暴力のことをいいます。児童虐待が起きている環境では、同時にDVが行われているケースが多く見られます。子どもの前での夫婦間における暴力(面前DV)は、子どもへの心理的虐待に当たります。どんな事情があったとしても、暴力は決して許される行為ではありません。

主なDVの種類 ～「殴る」「蹴る」などの身体に対する暴力だけがDVではありません～

身体的暴力	精神的暴力
殴る、蹴る、つねる、たたく、刃物など凶器を体に突き付ける、髪の毛を引っ張る、首を絞める など	大声で怒鳴る、無視する、傷つく言葉を言う、物を破壊して恐怖心を与える、親族や友人との付き合いを制限する など
性的暴力	経済的暴力
性行為を強要する、避妊に協力しない、アダルトビデオを無理やり見せる など	生活費を渡さない、外で働くことを禁じる、家計を厳しく管理する、仕事を辞めさせたりする など

主な相談窓口 ～秘密は守られますので、一人で悩まず勇気を出して相談してみませんか～

小樽市女性相談室 (祝日・年末年始を除く)	TEL.22-6010 (相談専用)	月～金曜日	午前9時～午後5時20分
北海道立女性相談援助センター (年末年始を除く)	TEL.011-666-9955	月～金曜日 土・日曜日・祝日	午前9時～午後5時、午後5時30分～8時 午前9時～午後6時
小樽警察署	TEL.27-0110		